

Ⅱ 中堅教諭等資質向上研修実施要項

平成30年1月30日 教育長決裁

一部改正 令和3年2月1日 教育長決裁

1 趣 旨

教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の施行に伴い、個々の能力、適性等に応じて、県立高等学校、特別支援学校における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。

2 内 容

(1) 対象者

県立高等学校・特別支援学校の教職経験10年目の教諭（以下「研修教員」という。）とする。経験年数については別に定める。

但し、特別の事情がある場合は、数年程度実施時期を変更し研修を受講するものとする。

また、夏季休業中や2学期に産休等の休暇等の予定がある場合は、次年度に受講するものとする。

(2) 研修方法・研修日数

① 校外での研修は県立総合教育センターで実施し、研修期間を12日程度とする。

② 校内での研修期間は17日程度とする。

(3) 研修内容・研修時期

① 校外での研修（長期休業期間中）

ア 共通研修…………… 4日程度

イ 教科指導等研修…………… 2日程度

ウ 生徒指導等研修…………… 2日程度

エ 選択研修…………… 3日程度

オ 特定課題研究検討会… 1日程度

② 校内での研修（授業期間中）

ア 共通研修…………… 4日程度

イ 教科指導等研修…………… 7日程度

ウ 生徒指導等研修…………… 4日程度

エ 特定課題研究…………… 2日程度

(4) 研修形態

研修の実施に当たっては、原則として複数の研修コースに分け、少人数形式により、実施する。複数の研修コースについては、個々の研修教員が必要に応じて受講する。

3 能力・適性等の評価、研修計画書の作成等

(1) 沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は県立総合教育センターにおいて実施する中堅教諭等資質向上研修の内容を踏まえつつ、研修教員の能力、適性等について評価を行うための評価基準を作成する。

(2) 校長は(1)の評価基準に基づいて、教頭や教務主任等を活用することにより、各研修教員ごとに、5月中旬までに「学校（高校・特支）における評価（研修前）」、校内における研修と校外における研修の「研修計画書」を作成し、県教育委員会に提出する。

(3) 県教育委員会は校長より提出された「学校（高校・特支）における評価（研修前）」に基づき評価を決定する。また、「研修計画書」を県立総合教育センターと調整し、研修計画を決定する。

- (4) 校長は、研修教員に、研修計画書に基づき研修を受けるよう職務上の命令を発する。
- (5) 校長は、研修終了時に、各研修教員ごとに「学校（高校・特支）における評価（研修後）」を作成し、県教育委員会に提出する。
- (6) 県教育委員会は校長から提出された「学校（高校・特支）における評価（研修後）」に基づき評価を決定し、今後の指導や研修に活用する。なお、評価結果は直ちに勤務評定につながるものではない。

4 研修教員の校務分掌等

校長は授業等に支障がないよう、また、研修時間を十分に確保できるよう、校務分掌において配慮する。

5 中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者について

以下に掲げる者については、教特法第24条第1項に規定する「政令で定める者」として、中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者とする。

- (ア) 臨時的に任用された者
- (イ) 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者で、当該者の任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要があると認める者
- (ウ) 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
- (エ) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要があると認める者

6 経験年数について

経験年数の計算方法は下記のとおりとする。

- (1) 在職期間は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く）を通算した期間
- (2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に関する期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
- (3) 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き1年以上ある時は、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - ① 国家公務員法または地方公務員法の規定による休職または停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - ② 国家公務員法または地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ③ 国家公務員法の育児休業等に関する法律又は地方公務員法の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
 - ④ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、①又は③の期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - ⑤ その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間
 - 例1：負傷または疾病による療養のため休暇を取得した期間
 - 例2：国外勤務を命じられた配偶者に随伴するため休暇を取得した期間
- (4) 留意事項
 - 上記(3)に掲げる期間以外は、教諭等として、その職務に従事することを要しない期間

であっても、中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間に含まれる。

例 1：教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定により大学院就学休業をした期間

例 2：国際機関等に派遣される法律により、派遣された期間

例 3：公益法人等の派遣等に関する法律により、派遣された期間

7 免除について

- (1) 中堅教諭等資質向上研修対象年度に教員免許状更新講習を受講する者については、長期休業中に実施される選択研修（社会体験研修・専門分野研修）を免除とする。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修対象年度に新教育大学院生派遣要綱（昭和58年 5 月13日教育長決裁）に基づき兵庫教育大学院、上越教育大学院、鳴門教育大学院へ派遣される者、琉球大学大学院教育学研究科院生派遣要綱（平成元年12月25日教育長決裁）に基づき国立大学法人琉球大学教職大学院へ派遣される者、大学院修学休業に関する実施要綱に基づき国立大学法人琉球大学教職大学院、県外教職大学院においてその課程を履修する者については、当該年度の中堅教諭等資質向上研修を受講したものとみなすことができる。

8 附則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。